

交通局無事故表彰実施要綱

〔平成9年 8月1日〕
〔9川交庶第528号〕

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市交通局企業職員服務規程（平成18年交通局訓令第1号）第26条の規定に基づき、乗務成績が特に優秀で他の模範と認められる旅客自動車の運転の職務に従事する者（以下「運転手」という。）の無事故表彰（以下「表彰」という。）に関し必要な事項を定め、事故の絶滅を期することを目的とする。

(表彰の種類及び方法)

第2条 公務上の有責事故（以下「事故」という。）を発生させなかった期間（以下「無事故期間」という。）が、旅客の運送を伴う旅客自動車の運転の職務以外の職務を命ぜられ、これに専従する期間を除き、継続して次に掲げる年数に達した運転手に対して、本要綱により交通局長（以下「局長」という。）が表彰する。

- (1) 5年
- (2) 10年
- (3) 15年
- (4) 20年
- (5) 25年
- (6) 30年
- (7) 35年

2 表彰状は、営業所において所属長が授与する。

(事故の定義)

第3条 事故は、当方有責度合50パーセント以上のものとする。

(無事故期間の計算)

第4条 無事故期間は、運転手として任用され初任の研修期間終了の翌月（ただし、終了日がある属する月の10日以前である場合は当月）の1日から起算し、毎年3月31日を基準日とする。なお、基準日において、第2条第1項各号に掲げる年数を経過したものを、表彰の対象とする。

2 無事故期間は、月により期間を計算する。

3 無事故期間の算定については、基準日において経過した月数から、次に掲げる期間又はこれらの期間を合算した期間を除算する。ただし、第1号から第10号までに掲げる期間又はこれらの期間を合算した期間が180日以下である場合は当該期間は除算しないものとする。

(1) 育児休業期間

(2) 病気休暇期間

(3) 介護休暇期間

(4) 部分休業期間

(5) 大学院修学休業期間

(6) 自己啓発等休業期間

(7) 配偶者同行休業期間

(8) 育児短時間勤務における短縮分に相当する期間

(9) 短時間勤務における短縮分に相当する期間

(10) 産前産後休暇期間

(11) 専従休職期間

(12) 組合休暇期間

(13) 停職期間

(14) 休職期間

(15) 不参期間

(16) 欠勤期間

(17) 免許停止期間

4 前項の期間の計算にあたり、日を月に換算する場合は、30日ごとに1月（端数日処理は、15日以下は切り捨て、16日以上は1月とする。）とする。時間を日に換算する場合は、分単位で取得できるものについては7時間45分ごとに1日、その他のものについては8時間ごとに1日とし、それぞれ端数は切り捨てる。

（事故を発生させた場合の無事故期間の計算）

第5条 事故を発生させた場合の無事故期間の計算は、次の各号のとおりとする。

(1) 事故を発生させた日前までの無事故期間は、事故を発生させた日の属する月の前月末日を基準日とする。なお、基準日において、第2条第1項各号に掲げる年数を経過したものを、表彰の対象とする。

(2) 事故を発生させた日後の新たな無事故期間は、事故を発生させた日の属する月の翌月1日から起算し、毎年3月31日を基準日とする。なお、基準日において、第2条第1項各号に掲げる年数を経過したものを、表彰の対象とする。

2 第4条第2項から第4項までの規定は、前項に規定する無事故期間の計算について準用する。

3 第1項第2号の規定により、第2条第1項各号に掲げる年数に達した場合については、該当する表彰の受賞歴がある者は、表彰の対象としない。

（表彰手続）

第6条 表彰は、各所属長が別記様式を安全・サービス課長へ提出し、安全・サービス課長が局長に内申するものとする。

（表彰時期）

第7条 表彰は、年1回とし、第4条第1項及び第5条第1項各号の規定に基づく表彰の対象者に対し、その翌年度の9月に行う。

(欠格基準)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者の表彰は、翌年度に繰り延べるものとする。

(1) 表彰を行おうとする年度の前年度及び表彰を行おうとする年度の4月1

日から表彰日の間に懲戒処分又は免許停止の処分を受けた者

(2) 表彰を行おうとする年度の前年度に休職、不参、欠勤、病休（休職及び

病休については、公務・通勤災害に認定された負傷・疾病によるもの等を除く。）がある者

(3) その他、表彰にふさわしくない行為があった者

(会計年度任用職員の無事故表彰)

第9条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の無事故表彰については、第2条から前条までの規定にかかわらず、局長が別に定める。

(その他必要事項)

第10条 その他この要綱の施行について必要な事項は、局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成9年8月1日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 施行後最初に行う運転手の表彰は、第10条の規定にかかわらず、平成9年10月に行う。

(営業所別団体無事故表彰制度要綱の廃止)

3 営業所別団体無事故表彰制度要綱（昭和63年62川交庶1615号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

年度無事故表彰該当者名簿(年表彰)

営業所

職員コード	氏名	無事故年月	無事故期間 起算開始時点	事故発生日	備考
		年 か月	年 月	年 月	
		年 か月	年 月	年 月	
		年 か月	年 月	年 月	
		年 か月	年 月	年 月	
		年 か月	年 月	年 月	
		年 か月	年 月	年 月	
		年 か月	年 月	年 月	
		年 か月	年 月	年 月	
		年 か月	年 月	年 月	
		年 か月	年 月	年 月	
		年 か月	年 月	年 月	
		年 か月	年 月	年 月	
		年 か月	年 月	年 月	
		年 か月	年 月	年 月	
		年 か月	年 月	年 月	

※表彰の種類ごとに別用紙とすること